

～中卒の私にもできた！！～

はじめての確定申告

「**確定申告の前に！**たった5つの大切なこと。」

もくじ

◆そもそも、確定申告ってなに？	2
◆確定申告の必要がある人、ない人	6
◆なぜ確定申告をするの？	9
◆どうして申告漏れ（脱税）がバシるの？	15
◆本当に、素人にもできるのか・・・	21

◆そもそも、確定申告ってなに？

そもそも「なぜ会社員は確定申告が必要ないのか」

それは、会社員の場合は、会社が全て行ってくれるためです。

どういうことかと言うと…

例えば、「**所得税**」。

「**所得税**」とは、お金を稼いだら国に支払わなければならない税金のことを言います！

会社員の場合は、**それを全て会社がやってくれます！**

会社が毎月のお給料から、所得税分をあらかじめ天引きしておいてくれるのです。

これが『**源泉徴収**』ですね！



この「源泉徴収」を会社は毎月、**自動的にやってくれます！**

ですが、最終的な所得税は、**あらかじめ源泉徴収した金額よりも少ないこともあります。逆に、多いこともあります。**

その、過不足分のお金を本人に返したり、支払ってもらったり…
という作業も、会社がやってくれます！

それを年末に行うため、これを「**年末調整**」と言います！

なんだかバイト時代によく聞いたことがありますよね(笑)

<年末調整とは>



しかし、**自営業の方の場合、そうはいきません。**

所得税などの額を**確定**するために、自分で収入や経費を**申告**
する必要があるのです！

これを、『確定申告』と言います。

＜確定申告とは＞



今年は 300 万円稼いだ！



確定申告書を作って
所得税を計算



確定申告 & 所得税を
納めに行く!!

これが、会社員と個人事業主との違いですね。

と、なると…

「**どういう人が確定申告をするの？**」「**自分は申告の必要があるの？**」という部分が気になりますよね！？

確定申告は、大きく分けて「申告しなければならない人」と「申告することのできる人」の2つに分けられます！

◆確定申告の必要がある人、ない人

申告しなければならない人



「申告していないと…」

- そもそも脱税なので違法。
- 生活保護の受給者は、詐欺などで告訴されることも。
- 住宅ローンの申し込みができない!!

「申告すると…」

- 国民健康保険料などが正しい金額が算出され、税金が安くなることも!!

▼ 必ず確定申告をしましょう！ ▼

個人事業主
従業員を雇わず身内のみ
で事業を行う方ですね。
(ネットで収入を得ている
方、一人親方など)

不動産所得がある人
アパートの経営者など、不
動産で収入を得ている方
ですね。

50万円以上の賞金を
得た人
宝くじや懸賞などで、50
万円以上稼いだ方！

年金受給者
年金を受け取っている方
です。

資産の売却によって収
入を得た人
土地や建物を売却して得
た収入のある方ですね。
車をオークションで売っ
た！という方もその対象で
す。

退職金をもらった人
勤務先から退職手当など
を受け取った方ですね。

副業で年間20万円以
上の収入がある人
本業での収入の他に20
万円以上の収入のある方
ですね。

年間2,000万円を超
える給与のある人
個人事業主はもちろん、
会社員であっても確定申
告の必要があります。

また、源泉徴収を会社からされていない方もその対象です！

- ・給与を貰っているけれど、所得税が天引きされていない！
- ・年度の途中で退社したため、年末調整を受けていない！

など

P13 や上記に当てはまる方、「収入はあるのに、所得税の支払いをしていない」そんな方は、必ず確定申告をしなければなりません。

さて、続いて『**確定申告することのできる人**』です。

申告は任意ですが、した方が税金を安くすることができますよ！

申告することのできる人



「申告すると…」

- ・国民健康保険料など、税金が安くなることも!!

▼ 申告することがオススメ!! ▼

雑損控除の対象者

- ・災害によって住宅や家財に被害を受けた方
- ・盗難などで住宅や家財などに損害があった方 など

これらの方は確定申告をすることで税金(国保、住民税など)を安くすることができます!

寄付金控除の対象者

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした方が対象です。ふるさと納税もその1つですね!

その他

年末調整時に、地震保険・生命保険・自分で支払った過去の国保や国民年金などの申告を忘れた人も対象です。

住宅取得控除の対象者

住宅ローンを利用してマイホームを購入した方ですね。

医療費控除の対象者

- ・今年度、医療費に10万円以上の支払いをした

- ・収入金額の5%(収入金額×0.05)以上医療費を支払った

これらの方は最大で200万円の医療費控除を受けられます。

医療費控除とは、所得に応じて計算される「税金(国保や住民税など)」そのものが、医療費控除分だけ安くなるということですね!

◆なぜ確定申告をするの？

確定申告をすることで、自分の「**税金の額**」を正しく計算することができます。結果、「**税金を安くできるかも**」というメリットがあります！

<どうして税金が安くなるの？>

国民健康保険や住民税(市県民税)などの「税金の金額(税額)」は、『**所得**』から計算されています。

※以下、分かりやすく簡単にしています。
厳密には間違っている解説もありますが、分かりやすいイメージだとお考えください。
詳細は有料版にて解説しています。



会社員の場合は、働いて得た収入の全てを『所得』と言います。

年間 300 万円の収入があった場合、所得も 300 万円。

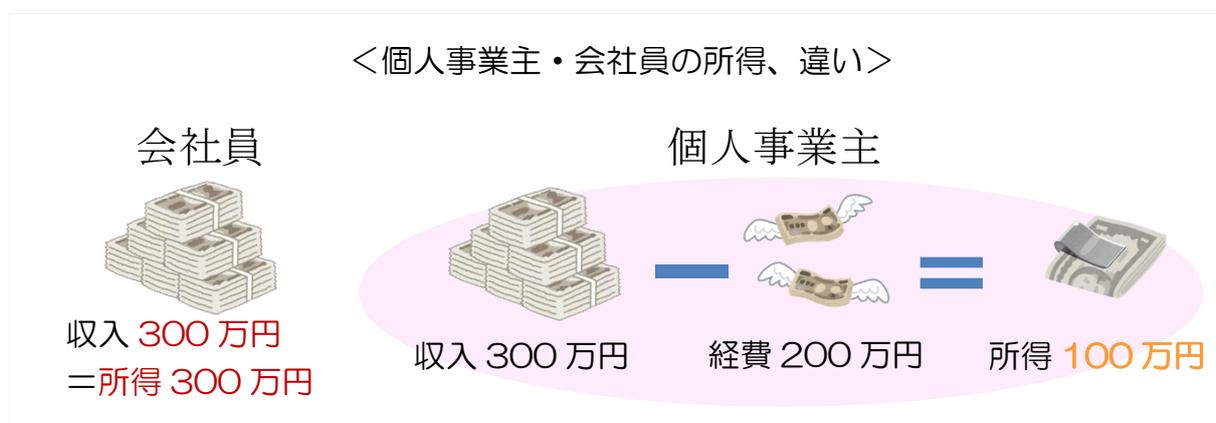
会社員は「**収入=所得**」です。

つまり、稼いだ額=所得なので、そこから直接「**税額**」が決定されます！※厳密には異なる場合もあります。

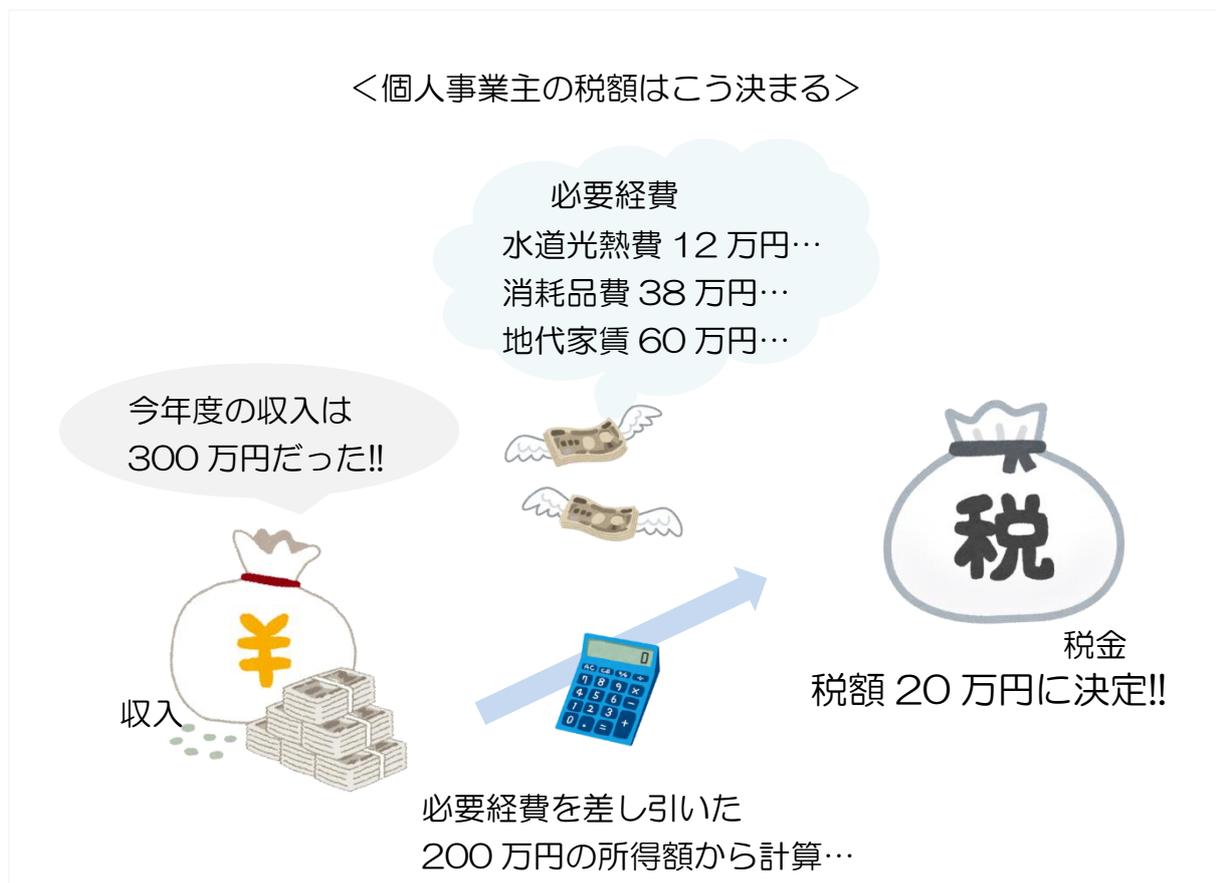
しかし、個人事業主の場合は違います！

「**収入=所得**」ではありません。

個人事業主の場合は、「**収入-必要経費=所得**」なのです！



収入から経費を引き算できる！だから税金が安くなるのです。



だから、正しく確定申告をすることで、税金を安くすることができ
るメリットがあるのです！

また公立の保育園（市区町村が運営している認可保育園）の保育料
は、住民税から算出されています。

<保育料はこう決まる>



住民税 20 万円に決定!!

住民税から計算…



保育料も決定!!

ということで、確定申告をすることで、住民税だけでなく、**保育料**までもが安くなってくれるのです！！

「安くなってくれる」と言うと、少しおかしいですね。

「**本来の正しい税額にしてくれる**」と言うのが正しいです！

だって、個人事業主って、経費も全部自分持ち。交通費も出ないし…福利厚生も何もないですよ…。

実際に手元に残るお金って、正直、本当に少ない！！

収入そのものから税金が計算されていたら、「そんなに手元に残ってないよ！！払えない。」って額になってしまいます。

しかし、正しく確定申告をすることで、本当に手元に残っている金額から税額を算出してもらうことができるのです！

これが「本来の正しい税額にしてくれる」、つまり「**安くなってくれる**」ということなのですよ。

とはいえ…

中には、収入を申告する必要があるのにも関わらず、**確定申告をしていない方もいらっしゃいます。**

“別に申告しなくてもバレないんじゃないの？収入がゼロってことにすれば。そうすれば国保もタダじゃない？”

こういった考えの方ですね。実は、私の知人にもいます。

たしかに、昔は税務署の調査も軽かったようです。

しかし、現在は、いずれバレてしまう可能性があります。

…というか、**実際にバレます。**

主人の知人 Y さんは税務調査が入り、税務署に所得の申告漏れがバレてしまい、**口座差し押さえとなり、凍結されてしまいました。**

◆どうして申告漏れ(脱税)がバレるの？

なぜ申告漏れがバレてしまうのか。

それは、税務署による「**税務調査**」が行われているためです。

「税務調査」と聞くと、皆さまだいたいの想像が付くかと思いますが…

このあたり、弊社の社長が詳しいので、気になる部分を少し掘り下げて聞いてみました！

Q1 『調査に入る相手は、どうやって選んでいるの？』

実は、数年に一度のペースで、税務署に登録されている法人・個人をランダムで抽出し調査をしています。

Q2 『調査の頻度は？』

頻度に決まりはないようです。

ですが、そのランダムな調査で色々な問題があったところには、次の調査が早めに来ることも多いです。

Q3 『ランダムな調査でたまたま抽出されなければ、税務調査は来ないということ？』

それは違います！

ランダムに抽出される以外にも、調査の方法があります。

例えば、調査の証拠集めのために取引先へ税務調査に入る場合もあります。

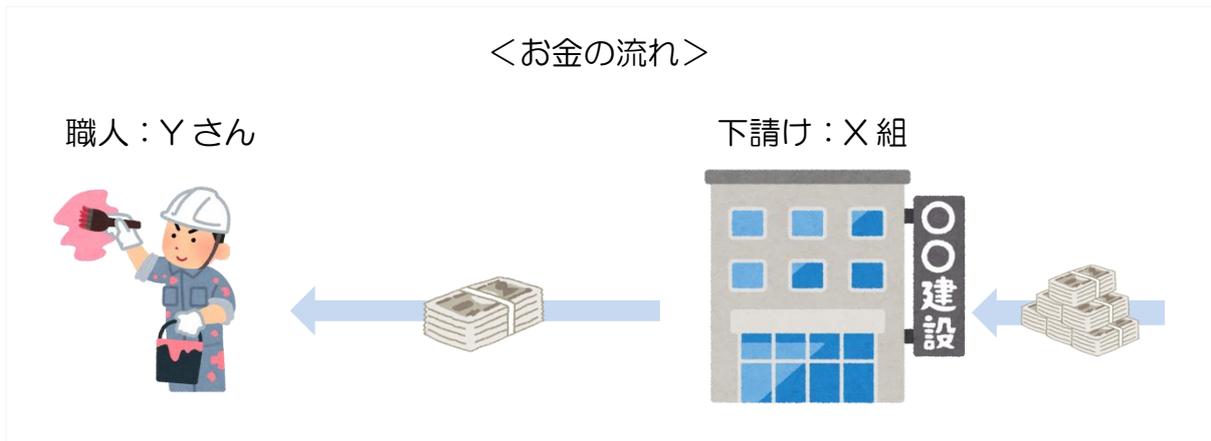
これを、「**反面調査**」と言います。

そりゃ、いつかはバレますよね…

< 反面調査とは？ >

例えば、先ほどの Y さんが職人さんだとします。

Y さんの収入は、下請け会社の X 組から支払われています。



まず X 組に税務調査が入ったとします。

そこで、「**本当に Y さんに外注したのか？**」と疑われたとします。

さらに、「いやいや、疑わしいな！」と思われた場合・・・

税務署は、「じゃあ Y さんに反面調査してもいいのか？」と言ってくることも。

その後、税務署の調査と判断で、**Y さんへの税務調査が始まります。**

その調査はあくまで **X組の不正の証拠集めのためのもの**です。

Yさんへも、そのように宣言され調査が始まります。

これが「**反面調査**」です。

しかし、その調査で“Yさんもおかしいぞ！！”となることがありますよね。それを、調査員は上司に報告。

後日、別の調査員がやってきます！



実は、この税務調査はタレこみから始まることもあります。

例えば「**X組が経費を架空計上している！**」という直接的なものから、「**X組がお金を払ってくれない！**」なんて苦情じみた物も。

また、SNS で税務署が情報収集しているパターンもあるんですよ！

とはいえ、**税務署の署員の方も忙しいのが現実。**

また、上が不正をしていると下の企業や個人が巻き込まれてしまうことも多いです。…だって、逆らえないし。

ということで、不正の確率が低いところへランダムに調査するよりも、1件の調査から芋づる式にさらなる申告漏れ(故意なら脱税です)を見つけられる「**反面調査**」。

こちらの方が税務署にとって効率的なのです！

つまり、税金の未納や確定申告の申告漏れ(脱税等)は、**遅かれ早かれ、いずれ税務調査によってバレてしまう仕組みとなっているのですね。**

また、余談ですが、**個人事業主の住宅ローン審査には確定申告書が必要です。**

銀行にもよりますが、3年分の申告書が必要となる場合がほとんどです。

住宅ローンの利用を検討している方は、その3年前から準備を始める必要があるということですね！

これまで確定申告をしてこなかった方は、もちろんそれ以上に急ぐ必要があります。

さらに、住宅ローンを利用してマイホームを購入した方も、「**住宅取得控除**」といって、税金を安くするための確定申告ができるようになります。

つまり、これから住宅ローンのお世話になる予定の方にとって、**確定申告は切っても切れない関係**ということになりそうですね。

◆本当に、素人にもできるのか・・・

確定申告は確かに面倒です。正直、私も毎年そう思います。

特にはじめての確定申告は、**本当に億劫でした。**

市役所すら苦手だった私は、税務署へ足を運ぶなんてことは、本当に考えられませんでした。

ですが、**申告をしなければならないという、国の決まりは変わらない。**これが現実なのです。

面倒だからと逃げていても、いずれは向き合わなければならない時が来るのです。

だから、まずは**“一度やってみること”**です！

失敗しても良いのです。

私も、何度税務署に修正され、なぜか逆に助かっています(笑)

※すみません、余談です。

一度やってみれば、「なあんだ！こんな簡単なことだったの？」
と思えることもありますよ！

また、**税理士にお願いするという方法もあります。**

予算のある方や、他にも相談事などがある方は、一度相談を
してみても良いですね。

【参考 URL】

[何度でも＜無料で＞税理士をご紹介！！【税理士ドットコム】](#)

とはいえ、税理士を雇うには、**やはりお金がかかりますね…。**

ちなみに、確定申告の時期になると税務署で相談会や、会館で
説明会なんかもやっています。

実は、1年目の時に私も参加しました。

ですが…

これに参加したからといって、確定申告ができるようになるかといえは、そうではありませんでした(笑)

当時の私は、そこに参加すれば税務署員の方が全て教えてくれると思っていたのです。

しかし、**現実**はそんなに甘いものではありませんでした。

前述したとおり、税務署員の方も忙しい！

だから、あまりにも知らない人は静かに怒られます(笑)

大切なのは、**自分で勉強すること・やってみること**なのだと、そこでようやく実感したことを覚えています。

この PDF ファイルなどで、ある程度勉強してから相談会へ行くといいと思いますよ！

でも、もちろん一番のオススメは、やはり**できるところまでは自分でやっておくこと**です！

「やれるところまで自分でやる！」そう決めた方へ

ここまでお読みいただき、ありがとうございました！

当ノウハウは、残念ながらここまでです。

※容量の問題もあり、PC が重たいです(笑)

ということで！！

この度、当ノウハウの“**続編**”を販売開始いたしました！

『**確定申告を自分でやる！**』そう決意した方が、**確定申告ができる状態まで進める。**

そんな PDF ファイルとなっています！！

詳しい内容はコチラ♪



はじめての確定申告

(青色って何？個人事業主が節税するには？)

内容

- 確定申告を決意！…でも「何から始めればいいのか？」
- 開業って何？メリットは？
- よく言う「青色」「白色」ってどう違うの？
- 青色だと「家賃も電気代も経費にできる」ってホント？
- 青色だと、国保や住民税・保育料がめちゃくちゃ安くなる！！
- 青色になるための条件って何？
- あなたにとって、開業は必要ですか？
- 開業に必要な書類一式の紹介と書き方は？
- 開業届の提出で気を付けることって？（体験談あり）
- 会計ソフトの比較！帳簿付けを学ぶオススメの本

[弊社 HP](#) でご購入いただけます♪

それでは、またお会いできることを楽しみにしております。

2016年12月 ©株式会社 A・I・S 古田

株式会社 A・I・S

PDF ファイルについて

■ 著作権について

この PDF ファイルは著作権に保護されている著作物です。ノウハウの使用に際して、以下の注意点にご注意ください。

■ 使用許諾契約書

以下契約はあなたと株式会社 A・I・S との契約です。当 PDF ファイル 5 ページ目以降に進むことにより、あなたはこの契約に同意したことになります。

■ 第 1 条

この契約書は当 PDF ファイルに含まれる情報を本契約に基づきあなたが非独占的に使用する権利を許諾するものです。

■ 第2条

当 PDF ファイルに含まれる情報は著作権法によって保護され、また秘匿性の高い内容であることを踏まえその情報を株式会社 A・I・S との書面による事前許可を得ずして当 PDF ファイルの一部、または全部を複製および転載することを一切禁じます。

コピー、ビデオや電子メディア、メール、メールマガジンなどでの複製、転載およびインターネット上で公開することを禁じます。またオークションなどを含む転売することを禁じます。

■ 第3条

あなたがこの契約に違反した場合、株式会社 A・I・S は損害賠償請求を行います。その額は弊社損害額より都度算出します。

■ 第4条

上記規定の禁止行為を発見された方は直ちにご連絡ください。

また当書を株式会社 A・I・S 以外から入手された方はご一報ください。

連絡先 net@ais-co.biz

【免責事項】

当 PDF ファイルは著者の経験をまとめたものであり、すべての読者の利益や損害を保証するものではありません。

また法律など国や税務署による決まりの変更によりこのノウハウが使えなくなる可能性もあります。

当 PDF ファイルによりいかなる損害が発生しましても一切の責任を負いません。全ては自己責任で行う事とします。